



平成 20 年 第 1 回
豊 頃 町 議 会 定 例 会 議 録



自 平成 20 年 3 月 5 日

至 平成 20 年 3 月 12 日

豊 頃 町 議 会

平成20年第1回豊頃町議会定例会会議録（第4号）

平成20年 3月12日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第2号	地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情について
日程第 3	発議第1号	豊頃町議会委員会条例の一部改正について
日程第 4		一般質問
日程第 5	意見書案第1号	道路の中期計画の推進に関する意見書の提出について
日程第 6	意見書案第2号	地域医療の確保に関する意見書の提出について
日程第 7		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出
日程第 8		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番	藤田博規君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	森一彦君
5番	大崎秀樹君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	津久井精一君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	村中健吉君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
会計管理者兼 出納税務課長	吉村進君

農 委 事 務 局 長	
地 域 振 興 課 長	和 田 宏 樹 君
住 民 課 長	田 中 啓 喜 君
福 祉 課 長	渡 辺 政 博 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	石 塚 周 二 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	友 重 誠 一 君

◎議会議務局職員

事 務 局 長	佐 藤 潤 君
庶 務 係 長	矢 野 利 治 君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の既定によって、8番津久井精一議員及び1番藤田博規議員を指名します。

◎ 陳情第2号

- 小野木議長 日程第2 陳情第2号地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

- 松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第2号。

2、付託年月日。

平成20年3月5日。

3、件名。

地域医療の確保に関する意見書。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

自治体病院をはじめとする医師不足が社会問題となっている中、どこの地域においても安心して医療の受けられる社会を目指すために地域医療の確保は不可欠と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 発議第1号

- 小野木議長 日程第3 豊頃町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番大崎秀樹議員。

- 5番大崎議員 発議第1号。

提出者、豊頃町議会議員大崎英樹。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、菅谷誠、同上、松崎政利。

豊頃町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

豊頃町課設置条例(平成17年条例第22号)が改正されたことに伴い、条例中の関係規定を改正するものである。

豊頃町議会委員会条例の一部を改正する条例。

豊頃町議会委員会条例(昭和62年条例第1号)の一部を次のとおり改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア、総務、地域住民、産業(町有林に関するものに限る。)、施設(町営住宅に関するものに限る。)、出納税務の各課の所管事務に関すること。

同条第2号アを次のように改める。

ア、福祉、産業(町有林に関するものを除く。)、施設(町営住宅に関するものを除く。)の各課の所管事務に関すること。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

●小野木議長 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 通告してありましたバイオエネルギーについて、順次質問させていただきます。

国のバイオマス日本総合戦略を受けて、エコE R Cが事業主体として当町にB D F製造工場が建設され、新年度から稼働されることになっています。

地球温暖化防止のために、二酸化炭素の排出削減や、循環型の社会形成が緊急の課題であり、今、まさに求められている事業でないかと考えております。

また、地域の活性化や新たな雇用の創出などで、地域として期待を持っているところでもあります。

それで、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1点目の家庭廃食用油の回収についてであります。事業系の廃食用油の回収については、もうすでに回収され、利用されているところではありますが、今後は一般家庭の廃食油の回収も進めていかなければならないと考えております。

資源リサイクルでSの日に資源として回収しているところではありますが、今後は生産工場も地元でありますから、目に見える形で回収から生産まで、資源循環型の社会形成に取り組むことにより、住民に二酸化炭素削減により、地球温暖化の防止につながるという問題意識を持ってもらい、住民の理解と協力を得ることが事業の発展につながっていくものと考えますが、町内の回収についてはどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

今、ご質問ありました家庭、廃食油の回収についてでありますけれども、本町の家庭から出ますこの廃食油につきましては、従前から資源ごみとして、各家庭でペットボトルに入れていただいて回収してきたところでございます。

回収量につきましては、平成18年度で1,115リットルほど。また、19年度は12月現在ですけれども、790リットルが回収されております。

この廃食油につきましては、現在、株式会社更別企業において、バイオディーゼル燃料として再生販売をされているところでございます。

また、事業所においては、更別企業でありますけれども、回収容器を設置いたしまして、今後、回収される状況になります。

また、4月から町内にバイオディーゼル燃料の工場が稼働することから、さらに広報等で町民に周知をし、安全なる回収に努めてまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

● 6番大谷議員 今までもペットボトルによって回収を進めているようでございますが、今後においては、回収専用の容器をつくることによって、それによって各家庭が排出するということになれば、回収の意欲もさらに高まるというふうに考えますが、その辺の考え方はありますか。

● 宮口町長 今後においては、企業と十分協議いたしまして、町民の理解できるような形で、そして安全で当然対応できるように進めていきたいというふうに考えております。

● 小野木議長 答弁者に申し上げます。
許可を得てから答弁してください。

● 小野木議長 大谷議員。

● 6番大谷議員 それでは、2点目のナタネ栽培の推進について、お伺いしたいと思います。

この工場は、廃食用油からばかりでなく、ナタネを利用してBDF、バイオディーゼル燃料やナタネ食用油を製造されるわけでありますから、農協をはじめ、農業者の協力を得て、新たな作付け品目として、ナタネ栽培の推進を図っていかねばならないと考えます。

将来は、ここで製造されるBDFによって、営農に必要な燃料を自給するという資源循環型の農業が可能になってきました。

化石燃料に依存しないクリーン農業の展開は、これからの農業の方向性であると考えます。

特に最近では、食品に対する消費者の関心が高く、より安全安心な食品を求めているようでありますから、BDFの原料となるナタネ栽培を進めることは、消費者のニーズにも適ったものであります。

町において、ナタネ栽培の推進をどのように今後、進めていこうと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

● 小野木議長 答弁、宮口町長。

● 宮口町長 ナタネ栽培の推進につきまして、平成19年度のナタネの栽培の実験の状況であります。春撒き播種時期、播種の方法など、試験と併せて病害虫の調査も行っておりました。

ただ、結果としては、栽培品種の選定に問題があり、収量が少ない状況になっております。

また、平成19年度の試験結果を受け、秋撒き、そして春撒き用の新種の播種を行い、数量の増強に向け、今後も試験を行ってまいります。

また、病害虫に対して、昨年より一部防除農薬が許可になっており、適宜防除が可能となっております。

土壌凍結が厳しい本町にとっては、栽培技術の確立のため、課題は多くありますが、今後とも、農業者、試験機関とのご協力をいただきながら、ナタネ栽培の確立に向けて努力していく所存でございます。

● 小野木議長 大谷議員。

● 6番大谷議員 2年ほど実験しているようではあります。まだまだ収益性や生産費用、種子の選定ということで課題が多いようでございます。

過去のデータから、それら今後どのように進めていかれるのか。

もっと詳しくお知らせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、その専門といいましょうか、農業改良普及センターの方々の協議を得て、非常に試行錯誤しながら、今日に至っているわけであります。

どのような形で、いつ、植えるのが一番適切か、何回か試験を繰り返しているところでありまして、データの的にも相当整ってきております。

今後とも、関係機関と十分協議しながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 全国的には、農業従事者の高齢化の傾向があるということで、休耕地や耕作放棄地などが増えております。

これらを防止するためや経営安定化のためのナタネ栽培の推進は必要かと思いますが、より一層の推進を進めていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に作付けについては、農業関係者の方にご協力をいただければならないわけでありまして、今の段階ですと、大体キロ150円ですから、300キロで反当で4万5,000円程度が試算されますけれども、はたしてこれが休耕地対策なり農業の経営の一部にでもお役立てればいいかなというふうに思っております。

さらに、これからもそういった地球温暖化の問題等々考えまして、できるだけ道なり国なりに働きかけ、少しでも農業の経営安定のための一助になればというふうに考えておりますので、今後とも頑張っていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 それでは3点目のバイオマスの利活用の推進についてに移らせていただきます。

ここで製造されたBDFやナタネ食用油や製造家庭から出るナタネ搾りかすなどの利用推進を図っていかねばならないと考えます。

もうすでに帯広では、バスの燃料にBDFが使用されておりますし、ある自治体では公用車の燃料にBDFを使用するという例もあるようでございます。

豊頃町としては、これらの製品などに対する利用推進をどのように図っていくのか。

事業主体のエコERCとともに製品の普及、推進を図ることにより、地域の活性化につなげることも重要な町の役割でないかと考えますが、考えをお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 バイオマスの利用活用の推進でありますけれども、現在、株式会社エコERCでは、ナタネ油の販売、バイオディーゼル燃料の販売を平成20年度から行おうとしております。

具体的な販路でありますけれども、ナタネ油については、協同生活組合ですけれども、COOPをはじめ、道の駅、飲食業など、本町においても今後商工会等と協議を行い、物産販売所などを含め、販路を確保していく予定であります。

また、バイオディーゼル燃料につきましては、昨年から走行試験を行っておりますバスの燃料、建設用重機の燃料、ナタネ栽培用車両や試験研究機関、町村役場の公用

車などに需要が高い状況にあると思っております。

本町の公用車においても、エコE R Cの工場施設内に、給油施設がができることから、地球温暖化ガス削減対策の一環として、一部車両において利用してまいりたいと考えております。

なお、ナタネの搾油に伴う副産物の搾りかすにつきましては、現在、乳牛の飼料化に向け、サイレージ化試験を畜産大学に依頼しております。

また、グリセリンについては、自社工場の燃料として、利用する予定になっているところでございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 町としても、いろいろ対策を練るということでございますが、議会当初の町長の執行方針の中に、地方自治体も地球温暖化の対策をしていかなければならないということで、2008年から2012年まで、地方公共団体においても地域推進計画を策定しなければならないということで、豊頃町地球温暖化対策実施計画を予定しているわけですが、そのためにも、この事業を推進することは、非常に有意義であるというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私もこのバイオマスの関係につきましては、幸いにして本町にその工場ができますので、積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、できあがったものについては、ささやかでも、少しでも足元からそういった燃料を使って、地球温暖化防止のために努めていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 以上で終わらせていただきます。

●小野木議長 通告順番2、3番菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして、質問させていただきたいと思っております。

まず、その第1点は、大津小学校の学童保育についてでございますけれども、大津小学校の児童の現状については、学校での授業終了後、児童は友だちの家へ自然的に集まり、時間を過ごしたり、道路上及び駐車場の付近で自転車で遊ぶなどしております。

交通事故等の心配もありますので、この現状について、町長の考え方を伺いたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご答弁申し上げます。

学童保育の関係でございますけれども、現在、学童保育については、エルム館を利用して開設しておりますけれども、この学童保育の目的、必要性については、申し上げるまでもなく、ご承知のとおりだと思いますが、保護者などが働いている方、もしくは、疾病や介護などにより保育に支障を及ぼす場合など、そういうさまざまなケースがあるかと思っておりますけれども、それを支援するのが目的でございます。

特に、現在、本町では、先ほど申し上げましたエルム館で学童保育を開設しております、約15名を超える子どもたちが通所しております。

もちろん、大津地区の児童も通所できることは可能ですけれども、現実的に大津の

子どもさんをこちらの方に呼んで保育をするということは、非常に無理なことで、ほとんど不可能に近いかというふうに思っております。

私は、町内の子どもたちが等しく保育を受けるのが当然だと思いますし、望ましいことだと考えております。

ただ、大津の小学校の児童数につきましては、現在、全校で27名おりますけれども、そのうち学童保育、3年までの保育の対象になる方が13名と伺っております。

ただ、大津の小学校は、非常にスポーツ少年団が盛んでありまして、スポーツ少年団にほとんどの方が入っていると伺っております。

参考までに、ミニバスケットを行っている少年団が11名で、ミニバレーを行っている少年団が9名で、重複しておりますけれども、20名ほどいらっしゃるというふうに伺っております。

併せて、大津の場合については学童保育の要望とかそういった問い合わせが今までにはなかったものですから、残念ながら検討する機会が少なかったというふうに思っております。

ただ、今後、そういった意味では、少年団とのかかわりもございまして、十分協議をしていかなければならないかなというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 働くお母さん方の親御さんは、この新しくできた子どもプラザへの通所については、遠距離のため、学童保育に通わせることは大変負担が大きく不可能であると、こういうふうに言われております。

ここで、私は今、町長からお話ありました全員でミニバレーだとかサッカーだとかそういうものを含めまして20名とおっしゃいましたけれども、残っている学童もいらっしゃるわけですよ。

そういう中で、考えてまいりますと、学童保育に格差が生じるのではないかなと、こういう恐れがありますが、この解決策等について、町長のお考え方をお伺いしたいと思っております。

●小野木議長 宮口町長。

●宮口町長 当然、大津地区の子どもさんたちにはそういうような機会が非常に少ないというか、問題も格差が生じることも十分承知しております。

ただ、学童保育、これから協議していかなければならないということは、学童保育に対する、例えば、月額6,000円かかりますので、先ほど言いましたスポーツ少年団への影響として、この学童保育ができて、スポーツ少年団に行かなくなるというようなことになれば、また、スポーツ少年団の方にもご迷惑をかける場合もある。

それから、少年団に行ったり学童保育に行ったりすることになれば、また、非常に効率が悪くなる可能性もあるわけなのです。

それで、私としては、必要性とするものであれば、保護者やさらに学校等と十分協議しながら、検討していきたいというふうに思っております。

ただ、問題は、希望者が1、2名という少人数の場合には、また別な形で対応も検討しなければならないかなというふうに思っております。

この点も踏まえ、希望される方等々があるように見受けられますので、今後検討して、善後策を考えたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

● 3 番菅谷議員 親御さんたちの希望として、大津にも学童保育所的な施設を望む声があります。

開所に向けた方向で考えていただきたいと、こういう要望がございますが、この点について、町長どう思いますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほど申し上げたとおり、そういった対象者というか、希望者がいらっしやるということであれば、私どもとしても担当課と十分協議しながら検討してまいりたいと思います。

●小野木議長 菅谷議員。

● 3 番菅谷議員 親御さん、具体的になりますけれど、親御さんたちの中では、大津のコミセンを解放していただきたいと。その中で、学童保育をお願いしたいという要望もあります。

町長の執行方針にもありますように、子育て支援についても触れられております。

要望に応える方向で検討すべきと認識していますが、この辺についての、いわゆる大津のコミセン利用についての考え方について、お伺いいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 コミセンを地域の方々が利用していただくことは大変結構でありますし、部屋などに余裕があれば、当然利用されても結構かと思えます。

また、コミセンを利用する場合については、区長なり、また、コミセンの管理協議会か管理運営委員会か、そういう団体等があるとすれば、積極的にお話し合いをもって、そして学童保育に適正となれば、私は多いに利用していただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

● 3 番菅谷議員 町長のお考え方については、賛同するところが大きいわけですが、一つ、大津のコミセンを使えるような状況で、しっかりと検討していただきたいと、このように思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 十分承知いたしました。

●小野木議長 菅谷議員。

● 3 番菅谷議員 それでは、次に進みたいと思います。

宅地分譲について、お伺いいたしたいと思います。

人口減少の対策として、定住促進を図るため、宅地分譲地の造成を行いましてから、数年以上経過しております。

分譲地が続いている現在、どのような目標をもって活動をされているのか、お伺いいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 住宅分譲についての今までの経過をご説明申し上げます。

豊頃町南町に造成した分譲地は、定住人口の増加及び町外流出人口の減少を図る目的で、平成15年の7月に、測量及び登記を済ませています。

同年11月に水道本管の布設、12月に下水道工事など完了しております。

また、平成15年12月15日から購入希望の募集を受け付けてきました。

その間、分譲数は11区画でありまして、販売価格も他町村が販売する分譲地に比

べて、非常に安い、1坪当たり5,000円に設定し、町の広報やホームページ、新聞等でPRを行ってきたところでございます。

これまでの当該分譲地の販売実績は、平成15年12月に町内居住者が1名と、町外居住者1名の計2名と。

平成17年6月には、道外居住者1名と売買契約を結んでおりまして、3区画については、住宅の新築を待ったところでございますが、平成18年10月及び12月に、それぞれ1件、さらには平成19年7月に1件、契約解除の申し出がありまして、残念ながら販売した3件とも買戻しを行う結果になったわけでありまして。

また、平成19年2月に道外から居住されようとする方1名から、購入の申し出があり、その方は平成19年度中に住宅を新築され、現在お住まいになっておられます。

結果的には、毎年数件の問い合わせは担当課にはあるものの、契約に至っておらず、平成15年12月に11画で販売を開始、現在まで、4年間で1区画のみの販売実績にとどまっているところでございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいま、町長からご説明があったとおりでございますけれども、ご承知のとおり、単価も3.3平方メートル当たり5,000円と格安である上に、一部条件緩和をされたところではありますが、販売目標の年次計画に基づき努力されているということは、今、お伺いいたしました。この中で、一番売れないネックと申しますか、それは何だというふうに考えておられますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 当時は広い区画にそれぞれ都会の方を呼び込もうということで、担当者も一生懸命頑張ったと思っておりますけれども、いかんせん、やはり本町は過疎地域でありまして、なかなか買い物するにでも、病院に行くのでも足のある方、つまり、車を持って運転できる方なら別として、そうでない方がそこに住まわれるということになれば、行政的にもその環境整備にさらに支援をしなければ、受け入れていただけないというふうに思っております。

一番何と申しても、過疎地域であるが故、なかなか必要とする情報が入ってこないということが、一番に挙げられるのではないかと申すように考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 以前に町長は、新聞発表されましたですね。

現時点では、別目的に使う考えはなく、粘り強くPRに努めたいと、こういうことではございましたが、販売促進上、さらなる条件緩和などを特に考えておられるのか。

また、決め手の対策があるのかどうか。

この辺についてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、停滞というか、伸び悩んでいるのが実状でありますけれども、このことにつきましては、平成19年11月以降、分譲条件の一部を緩和いたしました。

緩和した条件は、5点ほどであります。

まず3年以内の住宅完成条件を5年まで延ばす。

併せて、買戻しの特約も5年に延長し、さらに、1申し込み、1区画でしたけれども、原則として2区画まで可能としました。

また、これまで住宅完成後は居住することを条件としていたのを廃止いたしまし

て、季節居住も認めましょうということでございます。

さらには、個人のみ販売をしておりましたけども、法人にも販売を拡大していきたいということでの条件の緩和でございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 造成地には、ご承知のとおり、約3,300万円と多額な投資をされておりますが、現状、遊休資産になりつつあるのでないかなど、こういう認識をいたしました。活用を形を変えた考え方も必要かと思いますが、この点について、町長、どう考えておられるか、お伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 当然、このまま推移しますと、遊休資産になってしまう可能性も十二分あります。

したがって、今、条件緩和をしまして、さらにPRを重ねて努力をしていき、もう少し時間を見て、根本的に考え方を換えなければ、当然、せっかくのあそこの分譲地もそのまま、先ほど言いました遊休地になりますので、先ほど申し上げました5点の条件緩和のもとで、さらに、希望者がいなければ、別な角度でものを考えたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 大変販売につきましては厳しい状況であるということは、今のお話を聞いてわかるわけですが、少なくとも、今後何年後には、完売するのだというような具体的な販売指針と申しますか、計画と申しますか、そういうものを、町長、お伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 販売については、ご承知のとおり、相手がいることなものですから、いつまで販売ということは非常に厳しい状況、そして、非常に条件が厳しいものですから、できるだけ努力を重ねて、ここ1、2年のうちにある程度方向付けたいというふうに考えておりますし、また、現在入っている方もいらっしゃいますので、それらの方とやっぱり均衡のとれた、そして、それらの方にご迷惑のかからないような形で進めたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 それでは、次に進みたいと思っております。

地方再生戦略の活用についてお伺いいたします。

ご承知のとおり、国は2008年度から実施されます地方再生戦略を地方都市農山漁村基礎的条件の厳しい集落のそれぞれの諸課題に対応した省庁政策横断的な地方再生戦略を策定されました。

地方と都市がともに支え合い、自立共生の考え方で地域の自由な取り組みを国が後押しするとされております。

豊頃町として、今後、まちづくりに活用されることを検討されることが望ましいと思っておりますけれども、町長の考え方をお聞きいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 地方再生戦略活用について、ご答弁申し上げますけれども、この地方再生戦略の活用ということにつきましては、実は、昨年10月1日に、福田内閣が初心表明で述べた中から出てきたものでありまして、地方の再生への構造改革をさらに

進めていく考えであります。

これまでどちらかというところ、今の段階では、ハードよりソフト的な事業というのか、ソフト面で組織の充実を図っているわけでありまして。

国には、地域活性化統合本部部会というのがありまして、さらに、その下で地域活性化統合事務局が政府内に設置されております。

それらが、それぞれ事業等を考えておりますけれども、この地方再生戦略における原則的な考え方は、この初心表明の内容からいきますと、補完性だとか事実共生、総合性、透明性等々を柱として、これは民間を主体とする地域の総意工夫や発想を基点として、それらを地方公共団体や国が的確に後押しするような考え方に立つ戦略でございます。

したがって、先ほどもご質問ありましたその地方再生の課題パターンとして集約型都市構造の推進により経済活動の活発化を目指す「地方都市」、一次産業の持続的発展が求められる「農山漁村」、国土保全の最先端で高齢化に直面する「基礎的条件の厳しい集落」。

本町の現状としては、今言った農山漁村の中でも特に「基礎的条件の厳しい集落」の類型に当てはまるような状況でございます。

したがって、私どももの町では、今、いろんな形で計画を立てておりますけれども、先ほど申し上げましたナタネの油の搾油施設の建設だとか、それから、ナタネの栽培実験だとか、併せてBDFの製造等々で、地球環境問題等にも、現実的に民間ともども取り組んでいるわけです。

これらの問題についても、積極的に行政としては、知恵を出し、支援をしていきたいというふうに考えております。

また、こういった厳しい環境の中で、最近、限界集落という言葉も出ておられて、この限界集落も基礎的条件の厳しい集落の範疇かなというふうに思っております。

これらについても、私どもでは、患者輸送車の運行だとか、バス路線の無料化、福祉タクシー乗車券の交付、町内一円でのスクールバスの運行など、必要に応じて展開してまちづくりに結び付けております。

冒頭に申し上げましたとおりに、民間を主体とする地域の総意工夫や発想を基点として、地方公共団体もこれらを後押しするわけでありまして、本町としては、当面、地方再生戦略を活用する予定はありませんが、今後は町内外の民間団体等とも十分連絡をとりながら、積極的に地方再生戦略を利用していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 国が地方の自主的な活性化、アイデアを支援し、地域の再発見を促し、予め基準を設けず、住民の暮らしや地域の産業並びに公営事業などを対象とし、地域住民サービスの充実発展を期するとしております。

財政的な支援も1件当たり、毎年度数千万円までの財源を交付するとされております。

町長が推進している協働のまちづくりの中で、効果的な活用についての考えがあるかどうか、お伺いしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 昨年、地域活性化総合本部会合で出されました地方再生戦略というパン

フレットといひましようか、マニュアルがございまして、これらの内容もそれぞれ担当者も勉強しておりまして、今後、そういった事業に適材適切なものがあれば、積極的に取組んで、町の活性化に役立てたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 以上をもちまして、終了いたしたいと思ひます。

●小野木議長 10時55分まで休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告順番3、5番大崎秀樹議員。

●5番大崎議員 先刻通告しました質問次項につきましては、第1回定例会初日の町長の執行方針の内容について、お聞きしたいというふうに思ひます。

内容につきましては、若干昨日までの本議会においても、縷々説明ございましたので、若干重複する点もあると思ひますが、ご理解を賜りたいというふうに思ひます。

町政を進めるに当たりまして、この執行方針というのは、やはり執行者の最大の何といひますか、重要事項といひますか、また、町民から見ますと、非常に関心の強い内容を期待するわけであります。

町長もお話ありましたように、就任されてから3年、最後のといひますか、進めてくる中において、残された1年の中で、やはり課題として、あるいは、街づくりの内容からいって、まとめの年ではないかなと、こう私は期待しているところでありますし、そういう意味から、この基本的な姿勢というものをお聞きしたいわけであります。

執行方針のこの現行をみますと、大きく町政に臨む基本姿勢というのは、これはあくまでも基本姿勢でありますから、具体的にこのことについての主要な施策の推進については、大きく5項目挙げられております。

何回も私は目を通させていただきましたが、この中において、5項目のほかに、各論といひますか、再目といひますか、そのものが18項目あるわけであります。

これら全部を今回の執行方針で質問するわけにはいきませんので、また、冒頭お話ししたように、何回か質問が出ていたと思ひますが、それらについて考えも確認をさせていただいているところであります。

そういう意味から、一番大事な、町民が主体の協働のまちづくりについて、具体的な内容、この辺をもう一度町長のバイブルでありますので、この内容をお伺いしたいと思ひます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げますが、このことについては、私も執行方針でそれぞれ項目ごとに申し述べたところがございます。

特に私は提案しております協働のまちづくりにつきましては、地域自治の活力を増進させるために、新しい自立コミュニティ組織の検討、その組織が活動するための財政支援措置である交付金制度の創設。さらには、地域活動をサポートする職員の地域担当者制度を提唱しております。

新しい組織の検討につきましては、町政執行方針でも申し上げましたとおり、地域

住民の合意形成に努める必要がありますので、現実的にはまだ相当の時間が必要と考えておりますが、地域の課題については、即応した対応が必要であり、その対応に対し、新年度において、協働のまちづくり、地域提案支援事業の予算を計上し、議会に諮って承認を得たところでございます。

具体的な対象事業でありますけれども、非営利的で公共性の高い事業であり、例えば、福祉除雪等の地域福祉事業だとか、防災マニュアル作成などの地域防災事業、また、花いっぱい事業などの地域環境美化等々が地域の課題解消事業として、町長が特に認めた場合、支援できる特認事業などのメニューを設けるなど、あらゆる課題に対応できるよう、制度化したところでございます。

支援する交付金には、メニューごとに補助基準や限度の設定はありますけれども、行政区域や地域づくり協議会等の活動において、積極的に利用していただくことを期待しているものであります。

そういった意味で、私はいよいよ、1期目の最後の年になりますので、積極的にこれらに取組んで、少しでも協働のまちづくりの作業に取り掛かるべく、努力していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 質問に対して、今、答弁をいただきましたが、私は今の答弁の内容で、非常にそういう意味では、例えば、これは前回の予算審議でもありましたが、今回、300万ということではありますが、この内容について、例えば、福祉関係、ボランティア的な除雪だとか花いっばいだとかというその内容はわかりますが、私はそういう意味からいくと、まだまだこの行政区に対しての再編を考えて、行政区にこれを落としていくということの中身には薄いという考えしますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今までまちづくりについては、それぞれ職員はじめ、地域の方々に協力をいただいて、各部門ごとにはそういった形では私は間違いなく前進をしているというふうに思っております。

ただ、ある程度事業ごとに予算をつけた形ですけども、これらの問題についてもまた、担当から各地域に入ったり、まちづくり協議会だとか、各地域にそれぞれの団体等もありますし、また、行政区長さんにもそういった意味では、いろんな形で事業展開をしていただくよう、積極的に働きかけて、実効性のあるものにしてほしいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 これは、単位としては、行政区の再編を行って、その中で協働のまちづくりはどうあるべきかということについてのいろいろな今後のまちづくりにおける内容を、メニューを出してくれよと。

これに対して、地域協議会とか、あるいは、自主コミュニティという組織をその中で指導をしながら、行政では進めていって、上がってきたその主課題に対して、審査をして、この予算を決められたその範囲内で、初年度はこれらについての採用を進めていきたいと思いますということなのです。

ですから、これは、短期もあるし中期もあるし、長期もある。

そういうようなメニューを現実としてこの表現変えますと、そういう青写真というのはできていなければ、これは予算に盛り込むその金額というのは、見えてこないは

ずなのです。

ですから、その辺の考えと準備と作業の中身をもう一度どの程度まで進んでいるかということ。

このことについて、それではお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 この町おこしの事業につきましては、要項ができておりまして、提示してあります。

ただ、あまりにも計画をきちっと立てて、それに当てはまるものでなくても、地域をまたいでも、また、そのグループでも公共性があるって、みんなでその汗を流す行動については、適当と認めた場合については、当然、それにかかる資金等は援助したいという考え持っておりますので、時には地域を越えたグループでもいいし、ときには特定のグループでも、そういったすべて地域でも、それから、まちづくりでも、いろんなグループが公共性のある作業、事業を起こした場合については、支援をしていきたいという考えでございます。

したがいまして、今の段階では、その基準となる要項で対応していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 地域の活動とか課題に対応するためには、支援制度の創設が急務であるというふうに、方針では触れられているわけでありまして。

急務ということになりますと、これはとり急がなければいけない。

とり急がなければならないというそれでは、もう少し具体的にいつごろその中身と内容が、町民全体にお知らせできる時点なのか。

その件について、お聞きいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 急務というのは、早急にものごとを起こすということでありまして、行政が一方的にこれとあれをやってくれということではなくて、新年度になりましたら、このことについては、一般的にPRをしながら、1年通してそういう事業があれば、積極的に行動起こしていただきたいところであります。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 それでは、オウム返しになるかもしれませんが、先ほどの例えば、ボランティア、福祉的な除雪だとか、これはシーズンとしてはもうこの20年の冬になります。

来年にまたがります。

それから、花いっぱいというのは、もうこの4月からその準備をしなければなりません。

もし、なければ、来年の花いばいにまたがります。

こういうようなことを、例えばだと思っておりますが、そういう考え方があるということ、強く認識していただかないと、これは執行者が担当者にご指示をしても、それらについての猶予期間が非常にぼやけている。

そのことについて、例えば、今、二つのことを言いましたが、これはそういう捉えかたをされては、やはり即活きてくる内容ではないのではないかなと。

もともこの協働のまちづくりというのは、私から言わせれば、非常に項目と、文言は非常に素晴らしいのですが、中身がない。

ぼやけているというところの、これがすり抜けていく一つの手法かなと。

これは失礼な話ですが、そんな感じをしまして、したがって、私はその辺に、整合性が非常に見えない。

なぜかといいますと、前回の答弁内容では、実務者は13事業というものを、これらを検討し、予算化したのですよ。こういうことを説明答弁あったわけですね。

したがって、その辺についての整合的なところがどうも不明確だということはおっしゃいますので、その辺についてのお考えはいかがでしょう。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私はまちづくりそのものは、基本的なものはしっかりして、マニュアル、これ、13個のマニュアルですけども、行政がきちっとマニュアルつくって、それを町民に当てはめるという考え方は、私は毛頭ありません。

あくまでも、類似したもの、こういうものは公共性があるのですという形で、行政が町民に何をさせていただくかというよりも、町民が行政に対して、まちづくりとして何をできるかということを中心に置きたいというふうに考えております。

したがって、これとこれとこれはこういうものだけでなく、あくまでも町民が行政に言ったり、まちづくりにみんなで協力して何ができるかという、その発想がなければ、まちづくりはできないというふうに思っております。

したがって、今日、明日にものごとを解決するのではなくて、先、長い目で町民がみんなそういう考えで町を考えていただければ、素晴らしいまちづくりができるのではないかと考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 たしかに、町長のその考え方は、一面では私は素晴らしいところだなというふうに評価いたします。

あくまでも行政から、上から押し付けるような町民に対する施策ではいけないと。

そうではなくて、あくまでもそういうことは必要かもしれないけれども、私は、今、町長の主張される町民からの主体的な活動といいますか、発想といいますか、そういうものを期待するのだよということについては、これは理解いたします。

しかし、予算を立てて、それを実行、執行するには、それだけの骨格が必要になるのです。

その骨格がどうも見えづらいというところを私はご指摘をしているわけでありませぬ。

したがって、この件については、町全体の元気だとか活気だとかという意味合いから、今後このことを協働のまちづくりというのは提唱されているわけです。

それに対して、これはもう言わずもがなの話なのですが、最小限の投資金で、いかにして効率効果を拡大するかということは、これはもう行政であろうと民間の企業であろうと、これは全く同じ発想と思想であります。

そういう意味からいきますと、今回のこの執行方針の中で、私は決してノーという意味ではありません。ノーではありません。

このことについて、もう少し骨格があったらその中のとりあえず枝葉となる町民からの意見とかアイデアだとか、そういうものをもう少し出しやすい行政区に要請をす

べきだと。

中には、行政区という割り振りをしますと、町内活動やっています。

これらとの取扱いというのは、どうなるのかなというところが、私の必要とする疑問でありますし、問題点なのです。

この件についての考え方はいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

● 宮口町長 予算の関係で、しっかりした骨子がなくて、予算計上というようなご質問もありました。

私は予算の組み方としては、ものを作ったり、計画を立てて、予算を組む場合もありますし、町民の知恵、創意工夫を引き出すために、ある程度の枠を持っての予算の計上の仕方もあるかと思えます。

今、このまちづくりのために町民が協働のまちづくりで何ができるかということで、町民の皆さん方の知恵や創意工夫を引き出すために、協力してくれるための予算の計上であります。

したがって、先ほども言いましたけど、あまりにもその行政が主導的な形で地域に下ろして何かやれやれというのではなくて、あくまでも発想を、創意工夫をそういった形で行政が支援するような形になろうかと思えます。

参考までですけども、過日、茂岩市街近隣の地域の方に、公共施設の除雪をしていただきました。

新聞でも報道されましたけども。

その方々に聞きますと、日ごろ茂岩市街を結構通って町に出ると。公共の通りでありながら、世話になっているというようなお話で除雪をするという、大変ありがたい言葉で、そういう考え方が根付いて、みんながそういう気持ちで行動すれば、極端に言えば、予算伴わなくてもまちづくりはできる部分も、発想もあろうかと思えますけども、この私どもの組んだ予算については、あくまでもかかる原材料等々につきましてはご支援したいという気持ちでやっておりますから、すべて、計画を立案してきちっとした中での行動も必要でしょうけれども、あくまでも、先ほども言いました町民の知恵、創意工夫を協働のまちづくりに取り入れていただきたいというふうに思っているところです。

●小野木議長 大崎議員。

● 5番大崎議員 非常に限定された時間ですので、この件ばかり触れるわけではありません。

この件についての終わりといいますか、この項目についての最後にしたいと思いますが、私は、実はこういうことについてのなかなか不明確な内容から、例えば、このようなことを考えられるかということをお聞きしたいと思います。

本町においては、理想の場所、地域があります。

この行政区という単一地域を考えた場合のこのアイデアとして、協働のまちづくりの提案としては、このような内容もあるというところを、やはりお考えいただけるかどうかということをお聞きしたいと思います。

それは、行政区単位で考えたり、その地域や地区のことを考えると、私はどこの町よりもほこりとしている大津地域の発祥の地域というもののこの行政区をどうあるべきかということの考え方によって、協働のまちづくりに皆さん参画してくださいと

という提案をしたい。

それから、二宮地域については、二宮尊親先生の地域としてのこれもどこの町にもない内容として協働のまちづくりの地域として考えるべきではないかという考え方。

それから、十弗地域においては、詩人の佐藤先生のその生活した圏域、このことについての長節に、その詩碑があります。

こういう流れの中の豊頃の十弗地域のこの協働のまちづくりの地域の参画。

あるいは、十勝川水域においては、今、盛んになっていますが、春のアメマス釣り人がたくさん見えています。

したがって、茂岩橋という、あるいは38号線のこの、私勝手につけていますが、かまぼこ橋と鉄橋橋を、これを境にしたこのシーズンだけの豊頃周辺の地域の皆さん、1、2、3、4あるいは末広、栄町を含めたこの魚釣り、太公望の地域として、開発、整備というものをやるべきではないかという考え方。

あるいは、先ほど、前段に質問ありましたが、ナタネにおける搾油施設ができたのであれば、これに追随するその周辺の、これはいろいろとあるかもしれませんが、38号線におけるパイオの地域、パイオの町豊頃というような、そういうやはり行政区で単位に考えられるものであれば、なるほどというふうに私はわかりますが、先ほどの説明、前段の話では、町内活動と類似してしまうところを、私は非常に考えていくべきではないかと。過去に十弗の北栄だと思いますが、ある農家の集団が馬鈴薯花を観賞しましょうというイベントをやってくれました。

これは、その全体がそれこそメークインから男爵から、いろんな白から紫の花いっぱいだった。

そのときに、私も参加しました。

そういう地域のつくり方。

これはいろいろとあるかもしれません。

例えば、そういうような地域単位の協働のまちづくりというものを、やはり提案し、発想していくべきでないかと私は考えますが、これらについて、参考になれば、あるいは、それを、今、私、町長にお話して、このことについての捉え方、考え方をお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいま、ご意見をいただきましたけども、確かに大津発祥の地だとか二宮尊親先生のもの、さらに十弗の佐藤先生ですか。

そういった本町が持っている歴史、文化の内容についても、当然それにかかわるもののまちづくり、さらにはそういった土地を大事にする作業、行動等については、当然これはまちづくりの一環としてやらなければならないことですので、そういう機運があれば、行政も支援していかなければならないというふうに思っております。

今、大崎議員さんがおっしゃったこのもろもろについても、また、十分内部で検討して、できるだけそういう歴史、文化を大切にしながら、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 次に進みます。

通告の中の(2)ということになります。新機構の中身が、提案された中身を検証といいますか、以前もそういうような質問があったわけですが、私は、この機構改

革における冒頭、今日の議会でもそれらについては発議をさせていただきましたが、この件については、単純に言うと、ある議員も質問されていたのですが、この地域振興課というのは、非常に私は明確なポジションの名称だと。これを地域をまちづくりとピンときます。

ところが、新しいその名称は、地域住民課ということで、このことについての議論はいたしません、住民の中の従来の住民環境係は、地域住民課に今度変わります。

住民課の保育所長は、これも福祉課の方にということになって、結果的にはこの一覧表をちょっと見ますと、住民課が地域住民課と福祉課に分けられたということの内容でしたが、町長にお聞きしたいのは、このような新機構をされた意図はわかりませんが、これを区分けしたときの苦勞のことが、これはちょっとなかなか厳しいなど、誤解されるな、あるいは、これをまともに素直に町民は受け入れてくれるだろうか。この名称でということの内部的にこれを考えられたときのちょっとその辺の感想をお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 機構改革につきましては、行政改革の一端でございまして、特に今、私の町では人口が著しく減ってきておりまして、それに職員の数も、段々事業が縮小されてきて、非常にはっきり言いますと、職員の数も多いというか、余裕ができてきているのが現状でございます。

したがって、できれば、職員の退職に併せ、機構を見直していきたいというところでございます。

今回は、保育所が統合されまして、さらに、それに言葉の教室、学童保育等々が一つになって、児童福祉の一連の事業をまとめることで、福祉課の方に保育所を組替えをしたわけでございます。

また、地域振興課につきましても、今まで住民課が持っておりました保育所を福祉課に移行することで、総体的に課のバランスも考えたということでございます。

もう一つは、この小さい町ですと、例えば、国で言う文科省だの厚労省だのという縦割りではなくて、あくまでも住民が来て、使いやすいような課にしたいというふうに考えてございます。

したがって、戸籍等の事務イコール住民の移動、さらに広報というのは、密接な関係ありますので、一緒になって業務した方が効率的にいいのではないかとということになったわけでありまして。

これからもそういった意味では、逐次、機構改革を進めなければ、あまりにも大きな課と小さな課ということでの業務量的バランスがとれないということも考えまして、今回は、そういうことで一部の課を統廃合した状態でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 この機構改革におけるバランスを見ました。

このトータル的な数字は、今、町長が触れていましたが、総人数105名になっていきます。

105名ですが、これには嘱託職員も含まれておりません。

それから、豊頃町にかかわる委託者も含まれておりません。

しかし、この改正案にみますと、福祉課を課長補佐のレベルといいますか、その職種、職権の内容というのは、福祉課が3人になりますが、そういう解釈でよろしいで

すか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 そのとおりでございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 これは、今、町長は、総体的に職員の数が決して少ないということではないと。しかし、それを効率的に私はその裏を返しますと、そういう優秀な職員の方々ですから、そのことについてのやはり適材適所といいますか、そういうようなことで考えられると思いますが、このバランスを考えて、総務課は、これはもう課長補佐的な人は12名になります。

この表では12名になりますが、こういうような格好でいきますと、前回の現行のところは11名。そういうそのこれは表になっているのですが、これらについて、どうだという問題ではありません。

町長が執行方針でお話している行政手法というものについては、新たな発想を求められていますと。行政手法には。

ですから、その都度、これは機構改革もあるし、あるいは、そういう内部スタッフの異動というも考えられますが、そういう職員を積極的に研修に参加させる。これも述べられています。

そして、その中の政策形成を実施する処理能力の開発に努めてまいりますという非常に私は期待された文言なのですね。

これをぜひとも今後、努力していただくためには、過去のことに触れて申しわけないですが、町内にもいろんな専門委員会ある。

あるいは、まだ生きています。専門委員会あります。

それから、職員からの、これは過去のことですが、職員からの提案方式をして、あるときは予算化しましょうということもあった。

これも何かあまり日の目を見ないで終わっている。

そういうことを含めて、現状はどうなっていますかということをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 職員の研修につきましては、私も職員の能力を、さらに伸ばしてあげたいということで、随時研修機関にそれぞれ派遣しております。

特に毎年道か案内のある各種研修に該当する職員については、もっと積極的に出さなければならないと考えております。

ただ、残念なことに、以前と違いまして、非常に財政が国も道も厳しいものですから、長期間にわたる研修というのは、段々少なく、なおかつ短期間になって、各町村で独自に研修していただきたいというのが状況です。

したがいまして、私は公的機関の研修はもちろんですけども、積極的にできれば、その課で必要とする研修が民間の研修機関によるものであっても、それから、類似団体でそういったことでやっている先進的なものがあれば、積極的に職員を派遣して、勉強させ、職員の能力をさらに向上させるように努めていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 現状の専門委員会とか過去にありました提案方式というのはどう

なっているかというところもお聞きしたいのですが。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、実際のところ、本人からの例えば、私が町長になったときに、一度、職員に、今持っている仕事の悩みだとか、それから、町に対する考え方など、個人的に私のところに文書で提出してもらったことがあります。

なかなか何といいたいでしょうか、若い方は若なりに別な角度からまちづくりについて真剣に考えていることがうかがわさせられたところでございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 これを機会に、各課並びに職員に準ずる方々、これは先ほど申し上げました嘱託職員、委託者も含めて、事務だとか事業の効率化あるいは省力化だとか合理化といった発想の提案を、積極的にやはり進めるべきではないのかなど。このことが、内部的な提案から全庁的な行政区のそういう発想にもつながるだろうというふうに思います。

これは二人三脚というふうに考えてもいいかもしれません。

そういうような考え方から、私は前向きにこれらの職員の皆さんに、職務評価を考えるべきだと。それは、大変な複雑な職務をやっていますが、このことについて前向きの考えで、町起こし、まちづくりをするというのであれば、これらについての、今、町長に個人的に文書で出されている方もいらっしゃるようですから、そういうものも、この能力に十分出された職員の能力の合わせた評価をしてあげて、それに見合うプレミアをつけてやる。

これは、私は考え方としては、町が豊かになり、そういう町民が幸せになるというようなことと、将来的な展望が開かれるアイデアであったら、そういうものについては、その職員の提案されたものを評価して、その中でプレミアをきちっとつけてやる。

それが、私は、意欲も発揮できるし、あるいは、存在感もアピールできると思うのです。

そのことが、先ほど触れた、職員ですから、サラリーマンですから、やはり自分の将来というのは、少しでも豊かになりたい。えらくなりたいというのは当たり前の話であって、そういうようなことを、煽るわけではありませんが、意欲を引き出すというような、そういう考えも必要ではないかと思いますが、町長のお考えをいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大崎議員のご指摘のとおり、本当にそのとおりだと私は思っております。

公務といえども、やはり勤務評価のされる時代に、今、入ってきております。

それぞれ勤務を評価しながら、職員に適材適所で人事をするのが適切かなというふうに思っております。

今、ご指摘されておりましたように、今後とも、積極的に職員の能力開発のために努めていきたいというふうに考えています。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 次に進みます。

執行方針の中の住宅政策について、関連しますので、お聞きしたいと思います。

これは、執行方針の中にも、中央新町のドリームタウンの3棟6戸で、今年度ですべての豊頃町の公営住宅政策という計画は、これで最終ですよということの意味だと思いますが、このことにおける前回もその議論はされたのですが、今後の住宅計画の考えはどうなっているかということについて、これは一部答弁の過去にございましたが、このことについて、公の行政としての住宅政策と、それから、それを支えていく、あるいはサポートしていくための民間の業者における住宅政策を積極的に進めることによって、本町における厳しい状況だけでも、定住人口を増やす、増加する。そういうものにつながるという意味から、町長の考えをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 住宅問題につきましては、非常に本町のみならず、十勝全体的に人口が減少して、なかなか定住される方が少ない。特に本町はそういった意味では、まさしく過疎の町になっておりますけれども、拍車をかけるような状況にあります。

今、ドリームタウンの住宅計画は、本年度で区切りとして一応初期の目的を達する形になります。

また、国の事業も今の補助事業等々につきましても、今回でその事業については、一応終わりでございますけれども、ただ、まだまだ本町には住宅事情の厳しい地域もございますので、これらの問題につきましては、今後、十分検討してどのような対応で住民により良い環境の住まいを提供できるかということ、担当職員と協議していきたいというふうに思っています。

併せて、必要であれば、民間活力も導入しながら、民間に協力していただき、住宅問題を解決していきたいというふうに思っています。

ただ、現在では公営住宅も、その地域によっては空住宅が何件か見受けられます。

以前にも申し上げましたけれども、住宅に入る方の希望として、住環境の向上というか、質の向上ということでは非常に考え方も豊かになりまして、私も考えている以上にその住宅条件、入居条件のハードルが高くなってきております。

ただ、そういうところまでなかなか対応できない状況にあります。

今空いている住宅についてもできるだけ積極的に入っていただき、そういった総体的な中で、足りなければまた別な角度で考えなければならないというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 現状については非常に厳しいということのようですが、また、そういうものについての住宅政策の打開策が見えてこないと思います。

先ほど、前回の質問者からも宅地分譲の件もありましたが、これもやはり、もう数年現状のまま、あるいは、あるいは、毎年それが条件が、町としては緩めてしまわなければならない状況。けれども、下降ぎみの購買ということになっていまして、これはこれでまた、新たな問題なのですが、私は、今回のいろいろと、全員から聞くというのは不可能な話ですが、ある商業者、商業を営んでいる方のご意見をちょっと含めて、このようなことを考えてみましたが、市街地、特に茂岩市街地、それから、豊頃駅前、大津、これについての空き地を、民間の空き地もあります、あるいは、このほかの種類の土地も空き地もありますが、行政がこの地主にあたって、これらについての空き地対策ということと併せて、空家もありますが、そういうものを現在の評価金額、評価額。それに準じた、これは理解をしてもらわなければなかなか難しい

のですが、個人的な所有権の侵害になるかもしれませんが、こういう空き地を借地するとか借りる。あるいはその評価額で、これは調整してもらったり相談乗らないといけなんでしょうけど、その所有者と合意に達すれば、それを行政が長期間の計画立てて購入するということによって、そこに、民間の平屋であろう、二階建てであろう、そういうものを詰めるといったらおかしいのですが、空家をそこに補充すると。その空き地、空家をです。

というようなことによって、お元気な老人の方々に格安でそういうものを、福祉的な住宅政策として提案できないかということ。そのことにを受けてまいりました。

商業者から。

それはなぜかという、やはり住む以上は、一番その生活の利便性というのですか。便利なのは、商店が近いということ。役所が近いということ。医療はこれは限度がありますので、そういうようなことから考えますと、その生活を営むだけの必要最小限の公的なもの、民間のそのお店だとか書店だとか、スタンドだとか、そういうものが近辺にあれば、やはり最小限の生活はこれは切り盛りできる。

このような条件が、これは当たり前のお話なのですが、そういうものをするによって、空き地を借地したり購入することによって、そこに平屋の老人の方々が住んでもらう。それによって、町全体をそういう一つの空間を埋めていって、町全体をレベルアップしていくというような考え方はできないかと。これは長期戦になるかもしれませんが、当たって砕けろというところもあります。

しかし、これは現在、不在地主でそういう希望の人も居られるし、また、現在、営業やっている商店主もそういうこともあり得るのだったら、協力したいというような方々の意見もありましたので、その辺を参考にして、町長ももし、こう考えていこうというものがあれば、お聞かせいただきたいと、こう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいま、ご質問ですけれども、特に市街地に空き地、空家が多いのは現実であります。

これらの問題につきましても、私どもが積極的に解決に乗り出した経緯はございません。

ただ、今、大崎議員が申し上げましたとおり、民間がもしそういう形で活躍したいということになれば、積極的にその地権者と交渉しながら、そういったものの解決に結びつくことはやぶさかでないかというふうに思っております。

実は、過日も空家の方が、町に寄付したいというお話がありましたけれども、総体的にその条件を考えると、寄付をされても、そこをさらに取り壊すととなると、また何百万も金がかかる。

特に、最近では、そういった形で町を離れた方がいらっしゃる。そのたびに町に寄付をされても、また、環境整備にも相当金かかるものですから、今おっしゃったとおり、住宅なりそういうものを民間が求めるのであれば、積極的支援して協議をしてみたいというふうに考えますので、これからもまた、いろいろと大崎議員には情報が入るかと思っておりますけれども、一つそういう情報があれば、担当者なり私どもに教えていただき、まちづくりに協力していただければ幸いです。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

4番の地球温暖化対策についての取組みはということでございますが、先ほど、大谷議員もバイオマスについての関連で、若干触れていますので、極めて簡単に、また、時間も制限ありますので、質問させていただきますが、この執行方針の10ページ、参照させていただきましたが、非常に地球全体、これはもうご存知のように、国際的にも国内的にも地域でも、そういうものについては徐々にそういうものについての温室効果ガスによる地球上全体の表面の温暖ということについての、この話題は、問題化されておりますし、幸いに7月7日から7月9日までの洞爺湖サミットにおいては、最も我が国としても、あるいは地域としても、とり扱い、あるいは、各層各階に浸透しやすい内容だと思っております、このことについて、非常に私は関心を持っております。

少なくとも、本町においては、地方自治体に宿題がもうきておりますね。

これは地域推進計画を早く出しなさいということなのですが、これについての地域に出すということについての作業度合いをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 地球温暖化については、これはもう全国民が真剣に取り組まなければならない問題だというふうに思っております。

また、平成10年度に制定された地球温暖化対策推進に関する法律に基づき、国から地方公共団体や事業所、それぞれ指導がきております。

私の町も、豊頃町の地球温暖化対策実行計画ということで、豊頃町の役場内の事務事業における二酸化炭素の削減計画などを定め、公表する予定になっておりまして、現在はこの策定に向けて、現状把握、例えば、電気の使用料だとか燃料だとか、そういった調査を行っており、その後、具体的な計画の策定作業に入る予定になっております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 そのような取組みを、今後進めていくようだという事についての確認でとどめておきたいと思いますが、もうすでに十勝の中核都市帯広は、過去にさかのぼって、一つそういう検証を始めていますね。

これは、各家庭だとか企業とか事業、あるいは行政全体、諸団体含めて、そのエネルギー削減指針ということのようですが、これについては、現状、町長としては何から手をつけたら、この温暖化防止対策になるのかということをお考えがあったらお聞かせいただけますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特にこういう地方ではなかなか国民というか、町民はこういった温暖化には理解できないのが大方かと思えます。

私は何からできるかという、何といたってもやっぱり、公共施設なり公共事業をやっているもの等々から、積極的に温暖化対策を講ずるべきだと考えます。

特に私どものところでは、相当数の公用車もございまして、それらの使用に際しても、できるだけエンジンを長くかけていないとか、それから、燃料についても、今、町で企業誘致しておりますバイオエタノール燃料をいち早く公用車に使用する等、できれば、そういった二酸化炭素を排出するものから、積極的に削減といいましようか、

対応していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 もうすでにご存知だと思いますが、各大企業は、これについての二酸化炭素を排出する取引業務まで行われています。

これはもうご存知だと思いますが、一定の枠組みをして、A社については100ですよ。B社についても100ですよ。その中のAが努力しなかったら、これは減らされていく。当然枠決めされていますから、それについての減らされたものについては、B社にそれを売るといふ、こういう事業が展開しているのですね。

したがって、本町においては、そこまでの対象企業というのはなかなかないと思いますけども、少なくとも、我々が、町民が認識を新たにこれをスタートしなければいけないというのは、今、町長言っているように、私は自信を持ってバイオマスタウン豊頃であるのだから、このエタノールオイルを公用車にとりあえず、全車であればこれは100点ですが、そういうものに取り入れたよという、これは格好つけるわけではありませんが、そういうものを豊頃町の、やはりメインだといふところの、これが温暖化防止対策の一つだといふふうに、これは自信を持って私やるべきだといふふうに思います。それについて、再度お聞きします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 全くそのとおりだと思います。

私もそういった関係、バイオエネルギーの取組みといふか、そういうものについては、積極的に支援していく。できれば、そういった燃料を、公用車から優先的に使用していきたいというふうに考えていますよ。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 ここに、私は、商工会が豊頃商工会がパンフレット入れてきました。これは、ご覧になったと思いますが、このことが大事なのです。

これは何かといふと、レジ袋を減らそうという運動、キャンペーンをするのですね。これを100日キャンペーンという銘打っています。

これはもう全体的な北海道の取組みになっていますが、商工会すぐ取り入れましたよ、これは。

レジ袋をといふことは、結果的にレジ袋を、あれは1枚3円かかるのだそうです。

こういうものをお金ではない。これは化石燃料から原料としてつくっているレジ袋ですから、このこと自体を豊頃が商工会がい一番に、これを取り入れて実践するといふこの行動そのものを、CO2削減になるし、温暖化効果ガスを削減することになるのです。

この意識が、やはり私は大事ではないのかなと。

したがって、先ほど、この行政から言う公用車のBDFのこのナタネオイルを10%入れることによってあるいは、これが全豊頃町の第一次産業の農業にも、水産のお船にもトラクターにも、そういうものが使えるといふところに、こういう意識高揚を高めるといふことを、ぜひとも私は必要ではないかなと。

地球全体、豊頃で、やったって、それは微々たるものでそれは効果としてはわからないところですよ。

しかし、人間の意識が高いといふことは、それ以上の私は評価されるべきものではないかなといふふうに思います。これを町長にお聞きして、質問を終わりたいと思

ます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今の商工会におけるレジ袋等も本当にいち早く取り組んだということで、私どもも何というか、敬意を表するところでございます。

特に今言われたとおり、行政ができるものは積極的に取組んで、併せて、いろんな機会でも、また、広報を通じて、町民に意識の高揚を図っていきたいと考えますが、もちろん、町が率先して実行しなければならないというふうに考えております。

今後とも、この問題については、先の長い大きな問題ですけれども、小さな町からまず頑張ろうということできたいと思います。

●5番大崎議員 質問終了です。

ありがとうございました。

●小野木議長 これで、一般質問を終ります。

◎ 意見書案第1号

●小野木議長 日程第5 意見書案第1号道路の中期計画の推進に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第1号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上大崎英樹。

「道路の中期計画」の推進に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「道路の中期計画」の推進に関する意見書。

現在、国は、平成20年度以降10年間の具体的な道路整備の姿を示した道路の中期計画を策定中であり、その中で高規格幹線道路について早期にネットワークとして機能させることとされたほか、冬期交通環境を考慮した道路整備や除排雪など道路の管理、防災・防雪対策や交通事故対策の推進、橋梁などの道路施設の計画的な補修・更新と適切な維持管理の実施などが盛り込まれ、その必要性が示されたところである。

北海道においては、高規格幹線道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策や救急医療など生活道路の確保などの面においても、まだまだ道路の整備は不十分であるほか、除雪などの維持管理業務や、今後老朽化を迎える橋梁などの維持更新費用の増大が見込まれている。

このような中、道内地方公共団体においては、毎年、道路特定財源のほか多くの一般財源を投入し、道路の整備や維持管理を行っているところである。

これらのことから、その必要額が確保され中期計画が着実に推進されるよう、特に下記について強く要望する。

記。

1、道路特定財源については、平成20年度以降も、現行の税率水準を維持する法案を今年度以内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な道路整備のための財源を確保すること。

2、地方が真に必要な道路整備や維持管理を行うにあたっては、地方への配分割合

を高めること等により、地方における道路整備財源の充実に努めること。

3、地方の様々なニーズに柔軟に対応する道路整備を進めるため、地方道路整備臨時交付金制度については、平成20年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第2号

●小野木議長 日程第6 意見書案第2号地域医療の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第1号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

地域医療の確保に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地域医療の確保に関する意見書。

現在、自治体病院をはじめとする全国の病院等における医師不足が顕著となり、地域ごと・診療科ごとの不足等の解消が喫緊の課題となっている。特に、診療科の偏在については、産科・小児科以外の診療科においても進行しており、救急医療体制に支障が出るなど一層深刻な社会問題となっている。

また、医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている現状が医療を取り巻く環境の悪化にさらに拍車をかけている。

このような中、総務省は、「公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院の経営効率を目指すものとしている。

しかし、公立病院の経営悪化の原因は、診療報酬のマイナス改定、更には地方での医師不足の深刻化や少子高齢化、過疎化、自治体財政の悪化等、病院事業をめぐる社

会環境の変化による影響が大きく、医師や看護師確保対策など基本的対策を講ずることなく財政効率化ありきの経営改革のみを急げば、結果として地域医療の衰退を招くことになる。

地域医療は住民にとって、なくてはならない地域社会の基盤であり、自治体だけでなく、国の施策として対策する必要性から、次の点について強く要請する。

記。

1、医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、医師派遣体制を構築するとともに、医師の絶対数を確保するための措置を講じること。

2、産科・小児科医等の不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び財政措置の充実を図ること。

3、看護師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

4、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や医学部に「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。

5、地域医療において、地域住民だれもが、いつでも、どこでも医療機関にかかり必要とされる医療を受けることができるよう、国が責任ある政策を講じること。

6、地域医療を担う自治体病院に対し、繰出し基準の改善とそれに見合う各自治体への交付税措置の改善を図る財政措置を講じること。

7、自治体病院の安易な廃止・民間移譲、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入などの指導・誘導をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●小野木議長 日程第7 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第8 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで、平成20年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後12時05分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員